

平成30年第9回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年9月11日（月）

午前9時57分から午前11時3分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 10名

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第30号 早島町都市計画審議委員の推薦について

議案第31号 早島町の農業の振興に関する計画の変更にあたっての意見聴取について

議案第32号 農地農第5条（知事）

報告第16号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

報告第17号 農地法第5条（届出）

7. 農業委員会事務局員 3名

○事務局

おはようございます。ただいまから、平成30年第9回早島町農業委員会を開催いたします。

まず初めに、会長のご挨拶をお願いします。

○議長

〔ご挨拶〕

○事務局

ありがとうございます。それでは、ここで初めに会議の成立についてご報告させていただきます。本日は在任委員10名中出席委員10名、全員出席されております。農業委員会に関する法律第21条第3項によりまして、過半数が出席しておりますので会議の成立をしております。

それでは、早速議案に移らせていただきますが、会議の議長は会長が務めることになっておりますのでよろしくお願いします。

○議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、指名させていただきます。それでは、議事録署名委員は、3番の●●委員と4番の●●委員をお願いいたします。よろしくお願いします。

それでは、日程1、議案第30号早島町都市計画審議会委員についてを議題といたします。

事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

はい、それでは、議案書2ページをご覧ください。早島町長より早島町都市計画審議会委員の推薦について依頼がありました。任期は平成30年10月1日から平成32年9月30日までとなっております。平成26年10月1日から現在まで●●委員に務めていただいております。事務局案としては、今回も同じく●●委員を推薦したいと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

それでは、来期も●●委員にお願いしたいと思いますが、そのご意見、ご質問ありませんか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見も質問も●●君にありませんので、議案第30号早島町都市計画審議会委員の推薦については、●●委員を推薦することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第30号については●●委員を推薦することに決定いたしました。

続きまして、日程2、議案第31号早島町の農業の振興に関する計画の変更に当たっての意見

聴取についてを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書３ページをご覧ください。

議案第３１号ですが、早島町の農業の振興に関する計画の変更に当たって、早島町長からの意見を求められています。土地改良事業等を実施している場合、通常は完了後８年たたないと農用地区域からの除外はできませんが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画において地域の農業の振興に資する施設として位置づけられた施設の用に供される農地は、農用地区域から除外し農地転用することが可能となります。この計画が議案書とは別紙の早島町の農業の振興に関する計画案になります。

こちらの７ページをお開きください。

このたびの変更では、早島町前潟●●番●●、●●番●●の一部を分家住宅として新たに位置づけることになります。

次のページの施設調書をお開きください。

申し出者は、倉敷市福島●●にお住まいの●●さんです。振興計画に定める理由を読み上げます。

申し出者は、これまで申し出者の母、妹夫婦とともに父親が営む稲作と畑作の手伝いを続けてきたが、高齢となった父親の農作業が厳しくなってきたことを受け、父親から農業を学び引き継ぐために申し出地へ住宅建築を計画することとした。申し出者には自己所有地はなく、実家は現在両親が居住し敷地内での建築は困難であるため、やむを得ず農用地区域内の当該農地を選定し

た。申し出地の北側及び西側は農地、東側は民家に隣接しているが、農地の集団化や効率的な営農に影響を及ぼすおそれはないと考えられる。また、土地改良施設等に支障を及ぼすおそれはないと認められる。申し出施設は農業後継者育成による農業振興に必要な施設と認められるため、同振興同規則第4条の4第1項第27号計画に位置づけられるものである。位置図、建物配置図は次のページ以降になります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番●●委員からご報告をお願いいたします。

○2 番

9月5日の日に分家住宅の建設ということである現地確認を行いました。現在、ここは昨年までは家族のほうで行っておって、今年はもう委託をしております。現在●●平米ぐらいの土地で野菜等を栽培しております。この方は、農機具というのとかトラクター、田植え機、そのあたりは全て使えるんですけど、土日の作業というふうな格好で行ってございました。それで、今回こういう格好で●●平米で現在●●等の畑作を行っております。田のほうは全て委託をやっております。現在のところはそういった状態です。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。これよりこの件に関して質疑に入ります。何か質疑がありますか、この件に関して。

○7 番

お尋ねしたいんですけども、この分家住宅の建設に当たって、現在農業を、経営的農家じゃない方が分家住宅を、農業のほうを学ぶということで、名目で申請をされてるんですけど、それは可能なんですか、分家住宅の建設。

○事務局

現在は●●を手伝っておられて、今回申請があったときに、最初そういう話もありましたが、実際にお父さんの手伝いをしてトラクターを使えたりとか、そういった実績があるということなんで、今後は農用地区域内の水稻を手伝われたりと記載もありますので、今回の計画に定めようという話に至っております。

○7 番

法的には可能なわけですか、農業経営農家ではない。

○事務局

利用権ではなく作業委託なので、経営自体は●●さんご自身です。ただやっぱり何ぼ農家の出身の次男さんとかでも、やっぱり農業をするという意思がないと認めることはできません。

○議長

それでは、その他の意見のほうは、意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見ともないようでありますので、議案第31号早島町の農業の振興に関する計画の変更
更に当たっての意見聴取については意見なしと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見もないようでありますので、議案第31号は承認されました。

続きまして、日程3、議案第32号農地法第5条・農地転用許可申請を議題といたします。

事務局、説明の方をお願いします。

○事務局

それでは、議案書4ページをご覧ください。番号1についてですが、貸し主が早島町早島●●番
地にお住まいの●●さん、借り主が早島町早島●●番地の●●さんでございます。土地の所在地
は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で農地区分は第2種農地になります。転
用目的は●●で、隣地周辺地、前潟●●一●●、●●、●●、●●、●●を開発するための●●
の置き場や車両の駐車場として利用するものです。位置図は5ページです。

なお、本申請は一時転用の申請であり、転用期間は平成31年1月10日から平成31年9月
30日です。説明は以上です。

○議長

はい、それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番●●委員からご報告をお願いいたします。

○2番

9月5日の日に現地の確認を行いました。今回の一時転用ということで、開発地における駐車場とか●●置き場ということで聞いとります。現在、ここの赤で印ついとるところは現状何も埋め立ても何もしておりません。こういった資材を置くとか駐車場にするということはこの周辺の道にそういった工事車両を置くとかいろんなものを置くということを考えると、こういった一時転用で場所を確保したほうがいいかなと思っております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。これより質疑に入りますが、何か質疑はありませんか、この件に関して。6番、●●委員。

○6番

一時転用で期限が済んだらまたもとへ戻すのかな。

○事務局

もとへ戻します。

○6番

すき取りして田んぼに。戻さん場合は、戻さんと言ったら……。

○事務局

指導です。

○7 番

開発地の申請自体はもう出てるんですよね。

○事務局

前回の農業委員会で審議していただいて、開発も既に許可となっております。

○7 番

それをするために1月から一時転用。

○事務局

そうですね。

○7 番

一時転用って造成をするところから一時転用かなと思ってたんですけど。

○事務局

委員会が終わって、そこから当然うちの事務的な手続を入れて、その事務手続が終わった日が多分許可日になるんです。その許可日から転用が可能ですよということになりますので、議案書で書かれてるその1月っていうのをちょっとここで許可日に訂正していただく。

○7 番

そうしないとおかしい。

○事務局

また戻すときに現地立会を農業委員さんと一緒にやるということにしとけば。

○2 番

それが一番いいです。

○事務局

事務局だけで確認するんじゃなくて、農業委員さんと一緒に確認するということにさせてもらったらいいかなと思います。

○2 番

この土地に申請事由とか許可日ですか、いつまでやります、それからどういった目的とかいうのは、何か立て看板でも立てとけばみんな見やすいんかなと思うんですけど、どんなですか。

○事務局

申請者にこう立ててもらおう。

○2 番

そうですね。

○事務局

たちまちにそういう事例があるかどうかいうのをちょっと確認しながら、できることはさせてもらいます。

○事務局

なかなか法的に求められている以上のものを求めるということが難しいところがあります。

○議長

質疑ありませんか。意見等もよろしいですか。まだありますか。次へ進みたいんですけど。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見等もないようでありますので、議案第30号・番号1農地法第5条・農地転用許可申請については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第30号・番号1については許可相当に決定いたしました。

続きまして、報告第16号農地法第3条の3の規定による届け出についてを事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは、議案書6ページ、7ページをご覧ください。

番号1から3についてあわせてご報告いたします。

番号1について、こちらは早島町早島●●番地にお住まいの●●さんが相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

届け出に係る農地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町矢尾●●番●●、地目が畑、●●平米で、位置図は8

ページと 9 ページです。

続きまして、番号2について、こちらは早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんが相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

届け出に係る農地は、早島町早島●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●
一●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●一●●、地目が農業用施設、面積が
●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が
田、面積が●●平米、早島町早島●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町矢尾●●番●●、
地目が田、面積が●●平米、早島町矢尾●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町矢尾●●番、
地目が田、面積が●●平米、早島町矢尾●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町矢尾●●番、
地目が田、面積が●●平米で、位置図は10ページから13ページです。

続いて、7 ページの番号3 について、こちらは早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんが相続により所有権を取得したことによる届け出となっております。

届け出に係る農地は、早島町早島●●番、地目が畑、面積が●●平米で位置図は14ページです。

こちらの報告第14号番号1から3につきましては、添付を含め完備しておりましたので事務局長専決により書類を受理いたしております。

報告は以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

それでは、相続の件に関して質疑ありますか。何かありませんか。相続だからないでしょう。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは以上で報告第16号番号1から3を終わります。

○議長

続きまして、日程5の報告第17号農地法第5条・農地転用届け出についてを事務局から説明方お願いいたします。

○事務局

はい、それでは、議案書の15ページをご覧ください。

番号1についてご報告いたします。

譲り渡し人は、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、倉敷市粒江●●番地●●にお住まいの●●さん、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんです。譲り受け人が、岡山市北区新屋敷町●●丁目●●番●●号の●●さんでございます。

土地の所在地は、早島町早島●●番、地目が畑、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町早島●●番、地目が畑、面積が●●平米で合計●●平米で、位置図は16ページです。こちらは分

譲住宅地としての所有権移転の届け出となっております。

続いて、17ページをご覧ください。

番号2についてご報告いたします。

譲り渡し人は、神戸市兵庫区下祇園町●●番●●号にお住まいの●●さん、持ち分3分の1、岡山市南区浦安本町●●番地●●にお住まいの●●さん、持ち分6分の1、千葉県浦安市北栄●●丁目●●番●●にお住まいの●●さん、持ち分6分の1、都窪郡早島町前潟●●番地●●にお住まいの●●さん、持ち分3分の1で、譲り受け人は、岡山市南区箕島●●番地●●の●●さんです。

土地の所在地は、早島町早島●●番、地目が畑、面積が●●平米、早島町早島●●番●●、地目が宅地、面積が●●平米で合計が●●平米で、位置図は18ページになります。こちらは露天駐車場としての所有権移転用届けとなっております。

報告第17番号1、2については、市街化区域内の農地であり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

説明は以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

この件に質疑ありますか。何か質疑ありませんか。業者が取得するんですね。

質疑、ご意見等もないようでありますので、以上で報告第17号番号1から2を終わります。

それでは、その他の件について事務局からお願いいたします。

○事務局

次回の農業委員会は10月11日木曜日の開催を予定しております。場所は2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第9回早島町農業委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記会議の次第は、事務局 ●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成30年 月 日

会 長

議事録署名委員

番

番